

# 福 祉 局

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
1 福祉・保健医療改革の推進等			
(1) 福祉保健区市町村包括補助事業	28,440	28,140	300
〔保健医療局に計上されている事業を含む。〕			
地域の実情に応じ、各分野のサービスの充 実を主体的に行う区市町村を支援する。			
実施主体 区市町村 対象事業 先駆的事业 選択事業 一般事業 3つのCの推進			
ア 保健医療政策区市町村包括補助事業	2,500	2,500	0
イ 地域福祉推進区市町村包括補助事業	4,066	3,966	100
ウ 高齢者施策推進区市町村包括補助事業	5,780	5,680	100
エ 子供家庭支援区市町村包括補助事業 (一部再掲)	6,094	5,994	100
オ 障害者施策推進区市町村包括補助事業	10,000	10,000	0
(新)			
(2) 福祉・保健医療分野のデジタルプラットフォ ーム構築	79	0	79
〔保健医療局に計上されている事業を含む。〕			
福祉・保健医療の各分野で保有する事業所 関連情報の一元的な管理を行う情報連携基 盤を構築し、円滑な情報共有及び事業者に よる各種申請手続の事務負担軽減等を実現 する。			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(3) 社会福祉法人の指導検査等	百万円 425	百万円 241	百万円 184
ア 福祉サービス第三者評価システム	55	54	1
サービス提供事業者の質の向上を図り、福祉サービスの利用者が安心してサービスを選択できるための仕組みづくりとして、第三者機関によるサービス評価を実施する。			
イ デジタル技術を活用した社会福祉施設等に対する指導検査の推進	370	187	183
指導検査に係る事業者及び行政双方の事務負担の軽減、利便性の向上を図るため対面・書面による業務プロセスの効率化に向けて効果的なデジタル技術の活用に必要な環境の整備を推進する。			
(4) 社会福祉施設・医療施設等耐震化促進事業	11	12	△ 1
耐震診断・改修等が必要な施設へ訪問し、施設の状況に応じた相談や提案、アドバイザーの派遣等を実施することにより、耐震化の促進を図る。			
(新) (5) 社会福祉施設等への非常用電源等の整備促進事業	830	0	830
社会福祉施設及び都立施設等に対して、緊急災害時用に非常用電源等の整備に係る費用の一部を補助又は整備することで、施設利用者の安全確保を図る。			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
2 高齢者施策の推進			
(1) 介護保険制度の運営	170,618	168,409	2,209
ア 介護保険給付費負担金等	162,008	159,605	2,403
介護保険法に定められた保険給付に要する費用の都負担分			
負担割合 ① ②以外のもの			
保険料50%			
国25% 都12.5% 区市			
町村12.5%			
② 介護保険施設及び特定			
施設入居者生活介護に			
係るもの			
保険料50%			
国20% 都17.5% 区市			
町村12.5%			
イ 地域支援事業交付金	8,507	8,714	△ 207
介護保険法に定められた地域支援事業に			
要する費用の都負担分			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
<p>ウ 低所得者特別対策事業</p> <p>介護保険の導入に伴う負担の激変緩和や負担の均衡などを図るため、低所得者に対し、利用者負担を軽減する。</p> <p>規模</p> <p>障害者ホームヘルプサービス利用者に対する負担軽減措置 ( 11人) ( 11人) ( 0人)</p> <p>離島等における特別地域加算に係る利用者負担軽減措置 ( 11人) ( 14人) ( △ 3人)</p> <p>社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担軽減措置</p> <p>社会福祉法人等による利用者負担軽減措置 (国制度)</p> <p>対象者 25,413人</p> <p>介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減措置 (都制度)</p> <p>対象者 460人</p>	<p>百万円</p> <p>103</p>	<p>百万円</p> <p>90</p>	<p>百万円</p> <p>13</p>

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(2) 地域包括ケア体制の推進	百万円 853	百万円 450	百万円 403
ア 地域包括支援センター職員研修等事業	25	10	15
地域包括支援センターの職員に対して研修等を実施し、センターの運営に係る能力向上を図る。	規模 ( 960人)	( 636人)	( 324人)
イ 自立支援・介護予防に向けた地域ケア会議推進事業	14	14	0
地域づくり・資源開発、政策形成につながりやすい地域ケア会議の実現のため、講師養成研修を実施し、地域や組織の実情にあった独自の研修を行えるよう支援する。	規模 ( 157人)	( 157人)	( 0人)
(新) ウ TOKYO長寿ふれあい食堂推進事業	20	0	20
地域の高齢者が気軽に立ち寄り、飲食をしながら様々な交流をすることができるTOKYO長寿ふれあい食堂の取組を推進し、高齢者の交流機会の増加、心身の健康増進、多世代交流の促進を図る。			
エ 日比経済連携協定等に基づく外国人看護師・介護福祉士受入れ支援事業	220	182	38
フィリピン・インドネシア・ベトナムとの経済連携協定（EPA）等に基づき来日する看護師・介護福祉士の資格取得候補者に対し、日本語教育や国家試験対策講座等を実施する等の受入支援を行う。			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(新) オ 特定技能制度に基づく外国人介護従事者の 受入れ支援事業  「特定技能」の在留資格を有する外国人 介護人材を受け入れる介護事業者に対し 外国人介護人材の介護技能及び日本語の 学習に要する経費の一部を補助する。  補助率 1/2	百万円 71	百万円 0	百万円 71
カ 外国人介護従事者受入れ環境整備事業  介護事業者が外国人介護従事者を円滑に 受け入れられるよう、経営者等向けセミ ナーや指導担当者向けの研修を実施する とともに、外国人介護従事者と日本人職 員等との円滑なコミュニケーション促進 に取り組む事業者等に対し、必要な経費 の一部を補助する。	22	29	△ 7
(新) キ 外国人介護従事者活躍支援事業  外国人介護人材の獲得に向けて、海外に 向けた魅力発信・マッチングの取組を促 進する。	266	0	266
ク 要介護度等の維持改善に向けた介護事業者 の取組促進  科学的介護の実現を目指し、導入の意義 やメリット等を周知するとともに、要介 護度等の維持・改善に資する取組を行っ た事業所に対し、都独自に報奨金を支給 することにより、自立支援・重度化防止 の取組を促進する。	215	215	0

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(3) 認知症高齢者に対する支援	百万円 1,579	百万円 1,293	百万円 286
ア 認知症施策推進事業	43	7	36
認知症に対する中長期的な施策を立案するため「認知症施策推進会議」を運営するとともに、都民への普及啓発を図る。			
イ 認知症疾患医療センター運営事業	768	759	9
認知症疾患医療センターを設置し、地域における医療・福祉相互の具体的連携体制を構築することにより、認知症疾患の保健医療水準の向上を図る。	規模 (地域拠点型 12か所) (地域連携型 40か所)	(地域拠点型 12か所) (地域連携型 40か所)	(地域拠点型 0か所) (地域連携型 0か所)
負担割合 国1/2、都1/2 事業概要 認知症に係る専門医療 認知症アウトリーチチーム の設置 専門人材の育成 認知症の人とその家族等への 支援の充実 地域連携推進の充実			
ウ 認知症支援推進センター運営事業	71	71	0
認知症の人を地域で支える医療・介護従事者の認知症対応力向上を図るため、地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに人材育成拠点を設置し、多様な研修会を開催するとともに、認知症疾患医療センターが実施する地域における研修等に対する支援を行う。			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
エ 認知症とともに暮らす地域あんしん事業  認知症の早期診断に向けた認知機能検査の対象年齢を原則50歳以上に拡大するとともに、認知症の初期から中・重度となっても認知症の人が地域で安心して暮らすことができるよう、段階に応じて適切な支援体制を構築する。	百万円 451	百万円 400	百万円 51
オ 若年性認知症総合支援センター運営事業  若年性認知症の人と家族のためのワンストップ相談窓口の設置や、地域包括支援センター等への支援を行うことにより、相談体制を強化し、若年性認知症の人と家族が抱える特有の問題解決を図る。	53 規模 ( 2か所)	53 ( 2か所)	0 ( 0か所)
カ 若年性認知症支援事業  企業、事業者及び医療機関向け説明会を開催し、若年性認知症の人の居場所づくりや社会参加等を促進することにより、地域における支援体制の充実を図る。	5	3	2
(新) キ 認知症抗体医薬対応支援事業  アミロイドβ抗体薬等に関する正しい理解の促進とともに専門職向け相談窓口の設置や医療従事者等向け研修等を実施する。	44	0	44
(新) ク 認知症の人の社会参加推進事業  認知症の人と地域の多様な主体が参加する話し合いの場を設定し、認知症の人が地域の一員として役割を持てるよう、社会参加を推進する区市町村を支援する。	29	0	29

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(新) ケ 認知症高齢者早期発見等支援ネットワーク事業 行方不明認知症高齢者の早期発見のため、GPSを活用した見守り支援や、地域における見守りネットワーク構築等に取り組む区市町村を支援する。	百万円 115	百万円 0	百万円 115
(4) 介護予防の総合的な取組	973	358	615
ア 介護予防・フレイル予防支援強化事業  住民主体の介護予防・フレイル予防活動を推進する区市町村を支援することにより、地域における介護予防活動の拡充・機能強化を図る。	390	358	32
(ア) 介護予防・フレイル予防推進支援センター設置事業  区市町村の介護予防・フレイル予防の取組に対する総合的・継続的支援を行うセンターを設置する。	142	114	28
(イ) 介護予防・フレイル予防推進員配置事業  保健事業と連携を図りながら、住民主体の地域づくりにつながる介護予防・フレイル予防活動を推進する職員を配置する区市町村を支援する。	248	244	4

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(新) イ 高齢者聞こえのコミュニケーション支援事業	百万円 583	百万円 0	百万円 583
加齢性難聴の高齢者のコミュニケーション機会確保を推進し、介護予防につなげるため、加齢性難聴の早期発見・早期対応に係る区市町村の取組を支援する。 補助率 補聴器補助 1/2 普及啓発経費 10/10 等			
(5) 社会参加の促進	22,178	21,067	1,111
ア シルバーパスの交付	21,365	20,504	861
対象者 70歳以上の希望者（寝たきり等の状態の者を除く。）	規模 ( 1,125,662枚)	( 1,133,555枚)	(△ 7,893枚)
イ 老人クラブ助成事業	89	92	△ 3
地域の高齢者が自主的にクラブを組織し社会奉仕活動や生きがいを高めるための各種活動を行うクラブ活動への助成等を実施する。	規模 ( 3,068クラブ)	( 3,170クラブ)	(△ 102クラブ)
ウ 人生100年時代セカンドライフ応援事業	348	332	16
人生100年時代において、高齢者の誰もが地域ではつらつと活躍できる社会を実現するため、高齢者の生きがいづくりや自己実現の機会を提供する区市町村の取組を支援する。			
エ 人生100年時代社会参加マッチング事業	376	139	237
シニア・プレシニアの継続的な社会参加促進のため、活動情報を一元化したオンラインプラットフォームの構築とともに、区市町村の取組支援や、介護現場での有償ボランティア等とのマッチングを実施する。			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(6) 施設の整備・運営等	百万円 30,414	百万円 30,794	百万円 △ 380
ア 健康長寿医療センター	5,446	5,635	△ 189
(ア) 健康長寿医療センターへの支援	4,721	4,761	△ 40
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターに対し、安定的かつ自律的運営が行えるよう支援する。			
(イ) AI等を活用した認知症研究事業	541	541	0
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの有する臨床・研究に係るビッグデータの活用等により、認知症予防に資する研究を推進する。			
TOKYO健康長寿データベースの構築 AI診断システム等の構築 認知症リスクチャートの作成			
(ウ) 高齢者の健康づくりに資するスマートウォッチ等デジタル機器活用事業	184	333	△ 149
地方独立行政法人東京都健康長寿医療センターの知見等を活用し、高齢者のバイタルや身体活動量を計測できるスマートウォッチ等も用いながら、在宅中も健康状態の把握や病気の予兆を察知できるアプリの開発等に繋げるとともに、高齢者の健康増進に向け、区市町村施策との連携を検討する。			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
イ 特別養護老人ホーム	百万円 15,000	百万円 13,789	百万円 1,211
(ア) 整備費補助事業	11,304	10,173	1,131
補助単価 1床当たり	規模	規模	規模
5.0百万円 (ユニット型個室)	( 2,397床)	( 2,882床)	( △ 485床)
4.5百万円 (従来型個室)			
4.1百万円 (従来型多床室)			
建築価格高騰へ対応する ための加算			
認知症高齢者グループホ ーム併設加算			
定期巡回・随時対応型訪 問介護看護併設加算			
夜間対応型訪問介護併設 加算			
認知症対応型デイ併設加 算			
小規模多機能型居宅介護 併設加算			
看護小規模多機能型居宅 介護併設加算			
訪問看護併設加算			
大規模改修経費 共生型改修 等			
(整備率の低い地域に加算あり)			
補助対象 ①社会福祉法人又は区市 町村が整備する場合の 整備費			
②社会福祉法人等への貸 付を目的として、法人 及び個人が整備する場 合の整備費 (オーナー補助)			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
<p>(イ) 介護保険施設等の整備に係る用地確保支援事業</p> <p>介護保険施設等の整備促進を図るため、地域の実情に応じて区市町村が行う整備用地の掘り起しや土地オーナーと整備法人とのマッチング等の取組を支援する。</p> <p>補助率 2/3 基準額 611万円等</p>	<p>百万円 7</p> <p>規模 ( 1区市町村)</p>	<p>百万円 10</p> <p>( 2区市町村)</p>	<p>百万円 △ 3</p> <p>(△ 1区市町村)</p>

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(ウ) 区市町村所有地の活用等による介護基盤の整備促進事業  区市町村が所有する未利用の公有地を社会福祉法人等に貸し付ける際や改築・大規模改修中の広域的施設の利用者を受け入れる施設を整備する際に区市町村の整備費補助を支援することで、都市部における介護基盤の整備を促進する。	百万円 267  規模 ( 3区市町村)	百万円 184  ( 3区市町村)	百万円 83  ( 0区市町村)
(エ) 経営支援事業  特別養護老人ホームが、介護保険制度に円滑に対応できるよう、支援を行う。	3,422  規模 ( 483施設)	3,422  ( 477施設)	0  ( 6施設)

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
ウ 介護老人保健施設	百万円 954	百万円 984	百万円 △ 30
(ア) 整備費補助事業	734	730	4
補助単価 1床当たり	規模	規模	規模
5.0百万円 (ユニット型個室)	( 80人)	( 80人)	( 0人)
4.5百万円 (従来型個室)			
4.1百万円 (従来型多床室)			
建築価格高騰へ対応する ための加算			
認知症高齢者グループホ ーム併設加算			
定期巡回・随時対応型訪 問介護看護併設加算			
夜間対応型訪問介護併設 加算			
認知症対応型デイ併設加 算			
小規模多機能型居宅介護 併設加算			
訪問看護併設加算			
大規模改修経費 等 (整備率の低い地域に加算あり)			
(イ) 利子補給	220	254	△ 34
独立行政法人福祉医療機構の融資に 係る利子補給を行い、介護老人保健 施設等の建設を促進する。	規模 ( 99施設)	( 108施設)	(△ 9施設)
対 象 建設資金及び土地取 得資金			
期 間 30年間 (限度)			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
<p>エ 認知症高齢者グループホーム整備促進事業</p> <p>認知症高齢者に対する専門的なケアを提供するグループホームの整備を推進する</p> <p>実施主体 区市町村  補 助 率 10/10  補助単価 創設型整備  重点整備地域  1 ユニット当たり  30百万円  それ以外の地域  1 ユニット当たり  20百万円  改修型整備  重点整備地域  1 ユニット当たり  22.5百万円  それ以外の地域  1 ユニット当たり  15百万円  建築価格高騰へ対応するための加算  認知症対応型デイ併設加算  小規模多機能型居宅介護併設加算  看護小規模多機能型居宅介護併設加算  改修経費  区市町村支援事業 等</p> <p>整備主体 区市町村、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、民間企業、土地・建物所有者</p>	<p>百万円 1,311</p> <p>規模 ( 34ユニット)</p>	<p>百万円 1,628</p> <p>( 56ユニット)</p>	<p>百万円 △ 317</p> <p>(△ 22ユニット)</p>

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
<p>オ 地域密着型サービス等整備推進事業</p> <p>地域密着型サービスの整備促進を図るため、区市町村が行うサービス拠点等の整備に要する経費の一部を補助する。</p> <p>実施主体 区市町村</p> <p>補 助 率 基本部分 10/10 加算部分 3/4</p> <p>補助単価</p> <p>基本単価 地域密着型サービス等の整備 1 施設又は1床当たり 1.3百万円～61百万円 (合築等による加算あり)</p> <p>加算単価 地域密着型特別養護老人ホーム 1 施設当たり 4.5百万円～64.7百万円 地域密着型特別養護老人ホーム併 設ショートステイ 1 人当たり 4.3百万円 小規模多機能型居宅介護及び看護 小規模多機能型居宅介護 1 施設当たり 0.8百万円～32.0百万円 建築価格高騰へ対応するための 加算 (整備率の低い地域に加算あり)</p>	<p>百万円</p> <p>1,203</p> <p>規模 ( 63件)</p>	<p>百万円</p> <p>1,138</p> <p>( 94件)</p>	<p>百万円</p> <p>65</p> <p>( △ 31件)</p>

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
<p>カ 定期借地権の一時金に対する補助</p> <p>土地の取得が困難な状況に対応し、特別養護老人ホーム等の建設のため定期借地契約等を締結し、一時金（地代前払い）を支払う場合に補助を行う。</p> <p>補 助 率 広域型サービス 路線価の1/2（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設については、地価や整備率に応じ最大3/4）又は10億円を上限とし補助率10/10 地域密着型サービス 路線価の1/2（認知症高齢者グループホーム、地域密着型特別養護老人ホームについては、地価や整備率に応じ最大3/4）又は10億円を上限とし補助率1/2 補助対象 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護 等</p>	<p>百万円 1,864</p> <p>規模 ( 11か所)</p>	<p>百万円 3,284</p> <p>( 21か所)</p>	<p>百万円 △ 1,420</p> <p>( △ 10か所)</p>
<p>キ 借地を活用した特別養護老人ホーム等設置支援事業</p> <p>特別養護老人ホーム等を整備する事業者に対し、初期費用軽減のため、借地料の一部を5年間補助する。</p> <p>補 助 率 1/2 補助対象 特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院</p>	<p>146</p> <p>規模 ( 24か所)</p>	<p>159</p> <p>( 34か所)</p>	<p>△ 13</p> <p>( △ 10か所)</p>

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
ク ケア付きすまい（賃貸住宅）	百万円 1,255	百万円 1,255	百万円 0
〔住宅政策本部に計上されている事業を 含む。〕			
(ア) サービス付き高齢者向け住宅供給助成 (再掲)	1,076	1,072	4
有資格者等が常駐し、サービスを提供する住宅の整備費等を補助			
(イ) サービス付き高齢者向け住宅整備事業 (医療・介護連携強化加算)	64	64	0
住宅政策本部のサービス付き高齢者向け住宅供給助成の加算分として、医療・介護連携を強化する生活支援サービススペース整備や医療・介護事業所の整備にかかる経費を補助			
(ウ) 高齢者向け優良賃貸住宅供給助成	115	119	△ 4
安否確認、緊急時通報サービスを提供する住宅の家賃減額費等を補助			



事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
<p>(新)            コ 介護医療院整備費補助</p> <p>慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、介護医療院の整備に要する経費を補助する。</p> <p>補助単価 1床当たり            5.0百万円            (ユニット型個室)            4.5百万円            (従来型個室)            4.1百万円            (従来型多床室)            建築価格高騰に対応するための加算            認知症高齢者グループホーム併設加算            定期巡回・随時対応型訪問介護看護併設加算            夜間対応型訪問介護併設加算            認知症対応型デイ併設加算            小規模多機能型居宅介護併設加算            訪問看護併設加算            大規模改修経費 等</p>	<p>百万円            268</p> <p>規模            ( 100人)</p>	<p>百万円            0</p> <p>( 0人)</p>	<p>百万円            268</p> <p>( 100人)</p>

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
3 子供・子育て支援の推進			
(1) 保育士等キャリアアップ補助等	48,837	47,344	1,493
ア 保育士等キャリアアップ補助	32,471	30,982	1,489
保育サービス事業者における保育人材のキャリアアップを支援し、人材の確保、定着及び離職防止を図るとともに、保育サービスの質の向上を図る。			
イ 保育サービス推進事業	16,366	16,362	4
保育所等の特性と創意工夫による自主的かつ柔軟な施設運営を支援し、都民の多様な保育ニーズに対応した福祉サービスの確保と、利用者の福祉の向上を図る。			
(2) 保育士等キャリアアップ研修支援事業	1,239	696	543
保育所等におけるリーダー的職員の職務内容に応じた専門性の向上を図るための保育士等キャリアアップ研修を実施する指定研修実施機関を支援する。			
(3) 保育人材確保事業	138	136	2
保育士の有資格者等を対象とした就職支援研修や就職相談会の実施、都内の高校生を対象にした保育施設での職場体験、常設のプラットホームにおいて保育の魅力を発信するなどにより、保育サービスを支える人材の確保を図る。			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
<p>(4) 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業</p> <p>保育従事職員の宿舍借り上げ支援を行う区市町村に対して、その経費の一部を補助する。</p> <p>実施主体 区市町村  補助基準額 1戸当たり月82,000円  負担割合 ①認可保育所、認定こども園、認可化を目指す認可外施設の常勤保育士  国1/2、都1/4、区市町村1/8、事業者1/8  ②①以外  都3/4、区市町村1/8、事業者1/8</p>	<p>百万円 12,989</p> <p>規模 ( 33,262人)</p>	<p>百万円 12,989</p> <p>( 33,262人)</p>	<p>百万円 0</p> <p>( 0人)</p>
<p>(5) 保育所等における地域の子育て支援事業</p> <p>保育所等に地域の子育て家庭を対象とした育児相談の場を設け、保育の専門性を活かした子育て支援を実施するなど、在宅子育て家庭の育児不安の軽減に取り組む区市町村を支援する。</p>	424	476	△ 52
<p>(6) 保育所等デジタル化推進事業</p> <p>保育士の業務負担の軽減を図るため、保育所等のデジタル化に必要な経費を補助する</p> <p>負担割合 都1/2、区市町村1/4、事業者1/4</p>	<p>20</p> <p>規模 ( 20か所)</p>	<p>43</p> <p>( 46か所)</p>	<p>△ 23</p> <p>( △ 26か所)</p>
<p>(7) 待機児童解消区市町村支援事業</p> <p>保育の実施主体である区市町村が行う、地域の実情に応じた取組を支援し、保育サービスの拡大を図る。</p>	4,000	5,500	△ 1,500

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(8) 賃貸物件による保育所等の開設準備経費補助事業	百万円 467	百万円 562	百万円 △ 95
<p>規模 保育所等の設置促進を図るため、賃貸物件を用いた認可保育所等の新設に係る開設前の賃借料に対して、支援を行う。</p> <p>負担割合 都1/2、区市町村1/4、事業者1/4</p>	( 20か所)	( 33か所)	(△ 13か所)
(9) 保育所等賃借料補助事業	12,208	12,435	△ 227
<p>規模 賃貸物件を活用した保育所等の開設後の運営の安定化を支援するため、建物賃借料を補助することにより、保育所等の設置促進を図る。</p>	( 940か所)	( 967か所)	(△ 27か所)
(10) 認証保育所事業	3,446	3,432	14
<p>規模 大都市の多様な保育ニーズに対応するため0歳児又は1歳児保育や13時間開所の義務づけなど、都独自の基準をもつ認証保育所の設置を促進する。また、学齢児の放課後の居場所として、認証保育所を活用する。</p> <p>実施主体 区市町村 (区部財調算入) 補助基準額 1人1月 24,670円～168,040円 (定員、年齢ごとに設定) 補助率 1/2</p>	(A型 107か所) (B型 16か所)	(A型 113か所) (B型 16か所)	(A型 △ 6か所) (B型 0か所)
(11) 家庭的保育事業	47	65	△ 18
<p>規模 保育を要する乳児又は幼児を、都が定める一定の要件を満たす者が自宅等で保育する家庭的保育事業の促進を図る。</p>	( 65人)	( 84人)	( △ 19人)

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(12) 定期利用保育事業	百万円 358	百万円 398	百万円 △ 40
パートタイム労働者等に対する保育サービス拡充のため、都独自の定期利用保育事業を実施する。  実施主体 区市町村 補助率 1/2	規模 (延 120,767人)	(延 138,864人)	(延 △ 18,097人)
(13) 緊急1歳児受入事業	87	87	0
認可保育所等の空き定員、余裕スペース等を有効に活用することで、1歳児に対する保育サービスの拡大を図る。  負担割合 ①定員変更あり 都3/4、区市町村1/4 ②定員変更なし 都3/4、区市町村1/4	規模 ( 74人)	( 63人)	( 11人)
(14) 認証保育所1歳児受入促進事業	38	48	△ 10
認証保育所における空き定員等を有効に活用することで、1歳児に対する保育サービスの拡大を図る。  負担割合 都1/2、区市町村1/2	規模 ( 168人)	( 170人)	( △ 2人)
(新) (15) 認証保育所障害児受入促進事業	216	0	216
認証保育所に対し、障害児受入れに応じて必要な経費を補助し、認証保育所の障害児受入れを促進する。			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
<p>(16) 保育所等利用多子世帯負担軽減事業</p> <p>児童が2人以上いる世帯に対し、認可保育所等に通う実際の第2子、第3子以降の保育料の利用者負担分について、負担軽減を行う区市町村を支援する。</p> <p>実施主体 区市町村 内 容 実際の第2子以降 無償化 負担割合 都10/10</p>	<p>百万円 27,977</p> <p>規模 ( 61,068人)</p>	<p>百万円 19,185</p> <p>( 57,015人)</p>	<p>百万円 8,792</p> <p>( 4,053人)</p>
<p>(17) 認可外保育施設利用支援事業</p> <p>区市町村が実施する認可外保育施設の利用者負担の軽減に要する経費の一部を補助する。また、児童が2人以上いる世帯に対して、実際の第2子、第3子以降の更なる利用者負担軽減を行う区市町村を支援する。</p> <p>実施主体 区市町村 補助基準額 (1人当たり月額上限) ①利用者負担軽減 0～2歳児 (住民税非課税世帯) 25,000円 0～2歳児 (住民税課税世帯) 40,000円 3～5歳児 20,000円 負担割合 都1/2、区市町村1/2 ②多子世帯への更なる負担軽減 実際の第2子以降 実質無償化 負担割合 都10/10</p>	<p>5,011</p> <p>規模 ( 20,531人)</p>	<p>4,004</p> <p>( 18,196人)</p>	<p>1,007</p> <p>( 2,335人)</p>

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
<p>(18) ベビーシッター利用支援事業</p> <p>待機児童の保護者、育児休業を1年間取得した保護者及び夜間や突発的な事情等により一時的に保育を必要とする保護者等が認可外のベビーシッターを利用する場合の利用料の一部を補助するとともに、保育の質向上に取り組む事業者を支援する。また、学齢児の長時間預かり等のニーズに対応するため一時預かり利用支援を活用する。</p> <p>待機児童の保護者、育児休業を1年間取得した保護者への補助</p> <p>補助基準額 1時間当たり2,310円  保育短時間認定の者  月160時間上限  保育標準時間認定の者  月220時間上限  夜間帯保育を要する者  月220時間上限</p> <p>負担割合 ①待機児童  都7/8、区市町村1/8  ②育児休業1年間取得者  都10/10  ③夜間帯保育を要する者  都2/3、区市町村1/3</p> <p>早朝・夜間利用時の補助基準額の上乗せ  上乗せ額 1時間当たり400円又は  800円</p> <p>一時預かり支援</p> <p>対象児童 0歳児～小学3年生まで</p> <p>補助基準額 1時間当たり2,500円  (夜間帯利用の場合は、  1時間当たり3,500円)  児童1人当たり年144時  間上限(多胎児の場合は  年288時間上限)</p> <p>負担割合 都10/10</p>	<p>百万円 3,488</p> <p>規模 ( 325人)</p> <p>( 24,760人)</p>	<p>百万円 817</p> <p>( 310人)</p> <p>( 3,310人)</p>	<p>百万円 2,671</p> <p>( 15人)</p> <p>( 21,450人)</p>

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(19) 区市町村認可居宅訪問型保育促進事業	百万円 125	百万円 136	百万円 △ 11
区市町村認可の居宅訪問型保育に要する区市町村の負担を軽減する。	規模 ( 92人)	( 106人)	( △ 14人)
(20) 保育所等の質の確保・向上のための巡回支援指導事業	378	329	49
保育所等が質の確保に資する基準を遵守・留意するとともに、保育中の重大事故を防止するため、基準の遵守状況や睡眠中等の重大事故が発生しやすい場面等に関する巡回支援・指導を行う区市町村を支援する。			
(21) 医療的ケア児保育支援事業	515	398	117
医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。	規模 ( 41か所)	( 36か所)	( 5か所)
(22) 子供・子育て応援とうきょう事業	50	45	5
子育て支援に取り組む様々な分野の機関、団体、区市町村との連携・協力により、社会全体で子育てを支援する取組を推進し、子供と子育て家庭を応援する機運の醸成を図る。			
(新) (23) 児童相談所が関わる子供の意見表明等を支援する仕組みの充実	7	0	7
施設等の第三者委員や意見箱活用に係る好事例集を作成及び普及することで、子供の意見表明等を支援する仕組みの充実を図る			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(24) 被措置児童に対する子供の権利の啓発  子供の権利ノートの配付対象となっていない被措置児童等に対して、子供の権利の啓発や相談方法の周知を行い、子供の意見聴取等の仕組みの整備を促進する。	百万円 43	百万円 9	百万円 34
(25) ヤングケアラー支援事業（再掲）  ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげられるよう、関係機関の連携強化をより一層推進する。また、ヤングケアラーが悩みなどを共有できるオンラインサロンや、ピアサポート、家事支援ヘルパー派遣等の支援活動を民間団体と連携して推進する。	441	308	133
(新) (26) 子供食堂推進事業  民間団体等と連携し、地域の子供たちに食事や交流の場を提供する子供食堂の開催や配食や宅食を通じ家庭の生活状況を把握し必要な支援につなげる取組を行う区市町村への支援を実施する。	351	0	351
(27) 子育て推進交付金  地域の実情に応じ、創意工夫による子育て支援全般の充実が図れるよう、市町村に交付する。	21,586	21,567	19

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(28) 学童クラブ事業費補助	百万円 9,172	百万円 7,402	百万円 1,770
保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校就学児童に対して、授業終了後等に小学校の余裕教室等を活用して遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	規模 ( 3,154単位)	( 2,806単位)	( 348単位)
(29) 都型学童クラブ事業	1,696	1,559	137
開所時間の延長や職員の配置など、都独自の基準を満たす民間学童クラブを支援することにより、都市型の利用者ニーズに対応したサービス向上を図る。また、放課後子供教室との一体型として実施する等の要件を満たす都型一体型学童クラブを支援する	規模 ( 870単位)	( 865単位)	( 5単位)
実施主体 区市町村 補助率 1/2 補助対象 民設民営、公設民営			
(新) (30) 認証学童クラブ制度の創設に向けた取組	98	0	98
都独自の新たな運営基準による認証制度等の創設に向けた調査研究を行うとともに、ワーキンググループを設置し、認証学童クラブ制度構築について検討する。また、調査研究テーマに準じた先行実施を行う区市町村に必要な経費を補助する。			
(31) 子供の居場所創設事業	148	96	52
地域全体で子供や家庭を支援するため、子供に対して学習支援や食事の提供等を行う居場所を創設する区市町村に対する補助を行う。	規模 ( 23か所)	( 20か所)	( 3か所)
実施主体 区市町村 補助率 運営費 1/2 開設準備経費 10/10			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(32) 児童相談体制の強化	百万円 4,586	百万円 2,298	百万円 2,288
ア 児童相談所の体制強化	1,671	1,188	483
虐待相談件数が増加していること等を踏まえ、児童相談所の体制を強化する。	債務負担 ( 758)		
(新) 練馬児童相談所(仮称)の設置			
(新) 愛の手帳判定期間短縮に向けた判定業務の外部委託化			
サテライトオフィス			
研修の更なる充実 等			
イ 一時保護所の充実	595	341	254
立川児童相談所一時保護所の改築工事	債務負担 ( 3,178)	( 438)	( 2,740)
練馬児童相談所(仮称)一時保護所の新設工事			
八王子児童相談所一時保護所の改築工事			
ウ 一時保護所における第三者委員の活動	20	16	4
一時保護中の児童の権利擁護と一時保護所運営の質の向上を図ることを目的として、一時保護所において第三者委員による児童面談等を実施する。			
エ 児童相談所業務における民間事業者の活用	814	439	375
深刻化する児童虐待に対応するため、民間事業者を活用して児童相談所の体制強化を図る。	債務負担 ( 340)		
一時保護の新たな受皿確保			
児童移送業務の体制強化			
夜間の電話受付業務の体制強化			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
オ 児童相談所におけるA I 音声マイニングシステムの導入  児童相談所のケースワークにおける正確な記録の補助を行うため、電話の音声データの文字起こしを行うシステムを導入するとともに、スマートフォンの内線化を進めることで、業務の効率化を図る。	百万円 318	百万円 226	百万円 92
カ 児童虐待を防止するためのSNSを活用した相談事業  児童虐待を防止するため、児童本人及びその保護者にとって身近なLINEを活用し、より相談等にアクセスしやすい環境を提供する。	80	88	△ 8
(新) キ 意見表明等支援事業  面談等を通じて子供の意見形成を支援し希望に応じて周りの大人に対する意見表明の支援や意見の代弁をする役割を担う「意見表明等支援員」を一部児童相談所で先行導入する。	17	0	17
(新) ク 都児童相談所と子供家庭支援センターの連携強化事業  都児童相談所と子供家庭支援センターがより一層の連携を行うため、子供家庭支援センターの機能強化を支援するとともに、連携強化の仕組みづくりを推進する ①逆送致ケースに対する支援 ②子供家庭支援センター職員派遣研修 ③DXの活用による業務の効率化支援 ④連携拠点設置支援  補助率 ①②④10/10、③1/2	1,071	0	1,071

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(33) 社会的養護の充実	百万円 7,901	百万円 6,137	百万円 1,764
ア 専門機能強化型児童養護施設制度	1,025	712	313
規模 民間の児童養護施設に治療的・専門的ケアが実施できる体制を整備し、問題を抱えた児童の入所に対応する。	( 44か所)	( 44か所)	( 0か所)
イ 養護児童グループホームの推進	4,922	4,061	861
規模 施設から独立した家屋を活用して、児童養護施設に入所している児童を、より家庭的な環境の中で養護する。	( 201か所)	( 186か所)	( 15か所)
ウ グループホーム・ファミリーホーム設置促進事業	450	401	49
規模 家庭的養護の推進を図るため、グループホームやファミリーホームの職員に対する支援体制を強化する。	( 55か所)	( 50か所)	( 5か所)
エ 自立支援強化事業	117	94	23
規模 児童養護施設に入所している児童の自立に向けた支援や、施設退所後のアフターケアを手厚く行う自立支援コーディネーターを配置するほか、退所後児童の居住費支援を行うことにより、社会的養護のもとで育つ子供の自立を図る。	( 7か所)	( 7か所)	( 0か所)
オ 児童養護施設等職員宿舍借り上げ支援事業	272	80	192
規模 児童養護施設及び乳児院等を運営する事業者が、職員用の宿舍を借り上げた場合に、その経費を事業者へ補助することにより、人材の確保及び定着を図る。	( 526人)	( 270人)	( 256人)
補助基準額 1戸当たり月82,000円 負担割合 ① 都7/8 ①以外 都1/2 ①は発災時に他施設児童受入れが要件			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
カ 新生児委託推進事業	百万円 25	百万円 25	百万円 0
家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、特別養子縁組ができるよう、乳児院を活用して養子縁組里親の養育力向上のための研修や新生児と養子縁組里親の交流支援を行うことにより、新生児委託を推進する。	規模 ( 2か所)	( 2か所)	( 0か所)
キ 乳児院の家庭養育推進事業	238	238	0
乳児院に精神科医師、治療指導担当職員及び里親交流支援員等を配置して治療的・専門ケアができる体制を整備するとともに、里親子の交流支援の取組等を強化することにより、入所児童の家庭復帰及び養育家庭等への委託を促進する。	規模 ( 10か所)	( 11か所)	( △ 1か所)
(新) ク 乳児院の一時保護委託受入促進事業	25	0	25
乳児院に幼児専用受入れユニットを設置し、一時保護委託の受入れを促進する。			
ケ フォスタリング機関（里親養育包括支援機関）事業	707	430	277
里親のリクルートから研修、マッチング委託中から措置解除後に至るまでの継続的な支援を包括的に実施することにより一貫した相談・支援を提供するフォスタリング機関事業を本格実施する。	債務負担 ( 203) 規模 ( 8か所)	( 1,056) ( 5か所)	( △ 853) ( 3か所)
コ 施設運営力向上コンサルテーション事業	26	26	0
被措置児童虐待が発生する等、運営に課題を抱える施設に対して、個別コンサルテーションを実施し、人材育成や組織管理能力を向上させ、重大事故の再発・未然防止を図る。			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
サ 社会的養護施設退所者等への支援  措置解除となったケアリーバーに対し、施設職員等によるきめ細かいアフターケアの下で安定した生活を確保することを目的に最長4年間の一人暮らしを支援する。  自立支援強化事業（再掲） 養育家庭	百万円 94	百万円 70	百万円 24
(34) 東京ユースヘルスケア推進事業（再掲）  中高生等の思春期特有の健康上の悩みなどに対応するための相談窓口を設置するとともに、緊急避妊の対応が必要な場合等には医療機関への同行支援等を行う。また、妊娠適齢期や婦人科疾患等に関する相談支援等を実施する区市町村を支援する。さらに妊娠を考える男女のプレコンセプションケアの推進に向け、正しい知識の普及啓発やヘルスチェックへの支援等を実施する。	449	379	70
(新) (35) 先天性代謝異常等検査  先天的な代謝異常やホルモン異常を早期発見するために、従来からの対象である20疾患に加え、公費負担に追加されるまでの間重症複合免疫不全症や脊髄性筋萎縮症等の早期発見・治療が可能となった疾患について拡大スクリーニング検査を先行実施し、公費負担対象を早期に拡大するべくデータを提供するなど、国へ働きかけを実施する	637	0	637

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(36) 不妊検査等助成	百万円 554	百万円 547	百万円 7
規模 早期に検査を受け、必要に応じて適切な治療を開始するために、夫婦間（いわゆる事実婚を含む）の不妊検査及び一般不妊治療の一部について助成を行う。	(延 10,490人)	(延 10,410人)	(延 80人)
(37) 不妊治療費助成	2,414	4,208	△ 1,794
不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、配偶者間の特定不妊治療（保険診療と併用して行われた先進医療）に要する経費の一部を助成する。また、女性が自らのライフプランについて、適切な選択が行えるよう加齢等の影響を考慮して凍結した卵子を使用した生殖補助医療に要する経費の一部を助成する。			
都単独制度による助成	規模 (延 18,600人)	(延 20,164人)	(延 △ 1,564人)
国制度による助成	(延 0人)	(延 7,858人)	(延 △ 7,858人)
(38) 不育症検査助成	63	65	△ 2
規模 妊娠しても流産を繰り返す反復・習慣流産等（いわゆる不育症）について、リスク因子を特定し適切な治療、出産につなげるための検査に要する経費の一部を助成する。	(延 1,210人)	(延 1,250人)	(延 △ 40人)
(39) 卵子凍結への支援	508	102	406
規模 加齢等による妊娠機能の低下を懸念する場合に行う卵子凍結に要する経費の一部を助成するなど、子供を望む方に対する支援の充実を図る。	(延 2,000人)	(延 200人)	(延 1,800人)

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(40) 妊婦健康診査支援事業  妊婦及び胎児の健康を守り、安心して出産できるよう、超音波検査の費用を助成する区市町村を支援する。	百万円 1,608	百万円 864	百万円 744
(41) とうきょうママパパ応援事業  妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目ない支援が行われるよう、育児パッケージの配布や相談支援体制の構築等、区市町村の取組を支援する。  育児パッケージの配布 専門職による妊婦全数面接 産前・産後サポート事業 産後ケア事業 産後家事・育児支援事業 多胎児家庭支援事業 人材育成 バースデーサポート 等	9,070 規模 ( 62か所)	12,470 ( 62か所)	△ 3,400 ( 0か所)
(42) 東京都出産・子育て応援事業  妊娠届出や出生届出を行った妊産婦等に対して子育て支援サービスの利用や育児用品等を提供するとともに、とうきょうママパパ応援事業と連動し、伴走型相談支援と経済的支援とを一体的に実施することにより妊婦や子育て家庭への切れ目ない支援体制の整備を推進する。	8,664	15,039	△ 6,375

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(43) 多様な他者との関わりの機会の創出（再掲）  他者との関わりの中で、非認知能力の向上など、子供の健やかな成長が図られるよう保護者の就労等の有無にかかわらず、保育所等で児童を定期的に預かる仕組みを創出する。併せて支援が必要な家庭を新たなサービスにつなぎ、継続的に支援する。	百万円 4,551	百万円 2,409	百万円 2,142
(44) 性と健康の相談センター事業  女性の心身の健康や不妊不育に関する相談を行うとともに、妊娠・出産に関する悩みについての専用相談を実施し、特定妊婦等と疑われる場合には、医療機関への同行支援等を行う。また、妊娠等に関する正確な知識が広まるよう、普及啓発を実施する。さらに低所得の妊婦等を必要な支援につなげるため初回産科受診料の費用助成を行う区市町村の取組を支援する。	107	95	12
(45) こども家庭センター体制強化事業  児童福祉部門と母子保健部門が一体となり妊娠期から包括的な相談支援等が行えるよう、連携に必要な支援チームを配置する区市町村を支援するとともに、両部門の連携強化や職員のスキルアップを図る研修等を実施する。	842	359	483
(46) 予防のための子供の死亡検証(CDR)  子供の死亡事例について、福祉、保健、教育等の関係機関と連携しながら、社会的背景や環境要因等の分析等を行い、効果的な予防対策を提言することで、将来に向けた予防につなげていく。	15	28	△ 13

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(47) 児童手当等の支給	百万円 31,423	百万円 34,907	百万円 △ 3,484
ア 児童育成手当 (障害手当)	564	580	△ 16
実施主体 都、区市町村(区部財調算入)	規模 (延	(延	(延
手 当 額 児童1人1月 15,500円	36,377人)	37,429人)	△ 1,052人)
対 象 者 次のいずれかの20歳未満の障害児を扶養している者 (施設入所児童を除く。)			
①身体障害1・2級程度			
②知的障害1～3度程度			
③脳性麻痺、進行性筋萎縮症			
所得制限 扶養親族2人の場合			
保護者年収 概ね613万円未満 (国の特別障害者手当の所得制限額に準じる。)			
イ 児童育成手当 (育成手当)	7,886	8,175	△ 289
実施主体 都、区市町村(区部財調算入)	規模 (延	(延	(延
手 当 額 児童1人1月 13,500円	584,024人)	605,408人)	△ 21,384人)
対 象 者 父又は母がいなか重度障害等の状態にある18歳に達する年度末までの児童を扶養している者 (施設入所児童を除く。)			
所得制限 扶養親族2人の場合			
保護者年収 概ね613万円未満 (都の児童育成手当(障害手当)の所得制限と同じ。)			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
<p>ウ 児童手当</p> <p>(令和6年9月分まで)</p> <p>実施主体 区市町村</p> <p>手 当 額</p> <p>3歳未満 1人1月 15,000円</p> <p>3歳以上小学校修了前</p> <p>第1・2子 1人1月 10,000円</p> <p>第3子以降 1人1月 15,000円</p> <p>小学校修了後中学校修了前</p> <p>1人1月 10,000円</p> <p>所得制限以上</p> <p>中学校修了前 1人1月 5,000円</p> <p>対 象 者 15歳到達後最初の年度末までの児童を養育している者</p> <p>所得制限 扶養親族3人の場合</p> <p>保護者年収 概ね960万円未満</p> <p>(令和6年10月分以降)</p> <p>実施主体 区市町村</p> <p>手 当 額</p> <p>3歳未満</p> <p>第1・2子 1人1月 15,000円</p> <p>第3子以降 1人1月 30,000円</p> <p>3歳以上高校生年代まで</p> <p>第1・2子 1人1月 10,000円</p> <p>第3子以降 1人1月 30,000円</p> <p>対 象 者 18歳到達後最初の年度末までの児童を養育している者</p>	<p>百万円</p> <p>22,626</p> <p>規模</p> <p>(延</p> <p>16,313,946人)</p>	<p>百万円</p> <p>25,783</p> <p>(延</p> <p>17,413,905人)</p>	<p>百万円</p> <p>△ 3,157</p> <p>(延</p> <p>△ 1,099,959人)</p>

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
<p>エ 児童扶養手当</p> <p>実施主体 区市部 区市、町村部 都</p> <p>手 当 額</p> <p>第1子(全部支給) 1人1月 44,140円</p> <p>第1子(一部支給) 1人1月 10,410円～44,130円</p> <p>第2子(全部支給) 1人1月 10,420円</p> <p>第2子(一部支給) 1人1月 5,210円～10,410円</p> <p>第3子(全部支給) 1人1月 6,250円</p> <p>第3子(一部支給) 1人1月 3,130円～6,240円</p> <p>(令和6年11月分以降) 第3子以降は第2子と同額</p> <p>対 象 者 父又は母と生計を同じくして いない18歳に達する年度末ま での児童を養育している親又 は養育者</p> <p>所得制限 扶養親族1人の場合 保護者年収 (全部支給) 概ね160万円未満 (一部支給) 概ね365万円未満</p> <p>(令和6年11月分以降) (全部支給) 概ね190万円未満 (一部支給) 概ね385万円未満</p>	<p>百万円 347</p> <p>規模 (延 12,027人)</p>	<p>百万円 369</p> <p>(延 13,373人)</p>	<p>百万円 △ 22</p> <p>(延 △ 1,346人)</p>
<p>(48) 018サポート</p> <p>子供一人ひとりの成長を等しく支えるため 都内に住む0歳から18歳までの全ての子供 に月額5,000円を支給する。</p>	<p>124,487</p>	<p>126,086</p>	<p>△ 1,599</p>

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(49) ひとり親家庭就業推進事業	百万円 89	百万円 86	百万円 3
雇用が不安定な状況にあるひとり親家庭等の自立を支援するため、一人ひとりの希望や適性に応じて、目標設定からスキルアップ訓練、就職直後のフォローに至るまで一貫して支援する。			
(50) 女性相談支援センターの運営	533	357	176
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律等に基づき困難な問題を抱える女性及び同伴する児童等に対し、生活各般の相談支援を行う。	債務負担 ( 111)		
(51) 児童福祉施設等整備費補助	2,053	2,464	△ 411
	規模		
児童館	( 17か所)	( 16か所)	( 1か所)
学童クラブ	( 56か所)	( 53か所)	( 3か所)
児童養護施設	( 9か所)	( 22か所)	( △ 13か所)
母子生活支援施設	( 1か所)	( 0か所)	( 1か所)
乳児院	( 2か所)	( 2か所)	( 0か所)
女性自立支援施設	( 1か所)	( 1か所)	( 0か所)
院内保育施設	( 2か所)	( 3か所)	( △ 1か所)
病児保育施設	( 3か所)	( 2か所)	( 1か所)

事	項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
		百万円	百万円	百万円
4	障害者施策の推進			
	(1) 障害者・障害児地域生活支援3か年プラン	2,321	1,450	871
	期間 令和6年度～令和8年度			
	目標 ①3か年で約8,000人分の施設を重点的に整備			
	②障害者の地域生活支援と就労促進のため、地域生活基盤を整備			
	③重度障害者の地域移行を支える基盤を整備			
	内容 設置者負担の1/2等を特別に補助 医療的ケア・強度行動障害等の重度障害者の受入れ等一定の要件をみ たす場合には補助基準額を上乗せ			
		規模		
	共同生活援助	(19か所)	(21か所)	(△2か所)
	短期入所事業	(12人)	(16人)	(△4人)
	生活介護、自立訓練、就労移行支援、就 労継続支援	(9か所)	(5か所)	(4か所)
	重症心身障害児(者)通所事業	(22か所)	(26か所)	(△4か所)
	主に重症心身障害児を受け入れる児童発 達支援事業所、放課後等デイサービス	(10人)	(10人)	(0人)

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
<p>(2) 地域移行促進コーディネーター事業</p> <p>入所施設に地域移行促進コーディネーターを配置し、地域移行の困難ケースへの働きかけを行う等、施設入所者の地域移行を促進するほか、新規開拓・受入促進員を配置し、重度障害者に対応する地域の受け皿を掘り起す等、地域移行が円滑に進むよう支援する。</p>	<p>百万円 85</p> <p>規模 ( 12か所)</p>	<p>百万円 78</p> <p>( 11か所)</p>	<p>百万円 7</p> <p>( 1か所)</p>
<p>(3) 共生社会実現に向けた障害者理解促進事業</p> <p>障害者の差別解消に向けた体制整備や普及啓発を行うとともに、ヘルプマークやヘルプカードの普及を図ることで、共生社会の実現を目指す。</p>	46	45	1
<p>(新) (4) 共生社会実現に向けた意識啓発推進事業</p> <p>デフリンピックを契機に、障害及び障害者への理解を促進するため、ファミリー層や若者が集う商業施設等で啓発イベントを開催するほか、効果的な普及啓発を展開するため、大学と連携して調査等を実施する。</p>	55	0	55
<p>(新) (5) 障害者の生活応援情報発信事業</p> <p>障害当事者や支援者が有する「困りごとを乗り越える工夫」等をAIチャットボットにより情報発信し、障害当事者や支援者が生活の中で抱える課題の解消を図る。</p>	30	0	30
<p>(6) 「東京チャレンジオフィス」の運営</p> <p>都庁において、知的障害者、精神障害者が会計年度任用職員や短期実習生として就労経験を積む機会を提供することで、一般企業への就労を支援する。</p>	89	78	11

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(7) 福祉・トライアルショップの展開  福祉施設の商品を扱うトライアルショップ「KURUMIRU」を安定して運営するとともに、ネット通販を展開し、就労継続支援B型事業所における自主製品の販路拡大及び工賃向上を図る。	百万円 226 規模 ( 3か所)	百万円 230 ( 3か所)	百万円 △ 4 ( 0か所)
(8) 生産活動に係る営業開拓等支援事業  就労継続支援B型事業所に対し、事業所の状況に応じて仕事が受注できるよう、企業と事業所の間で仕事のマッチングができる環境を構築し、営業活動を支援する。	28	28	0
(新) (9) 就労継続支援B型事業所マネジメント事業  就労継続支援B型事業所が工賃向上を目指す上で抱える様々な課題について、事業所の状況に応じて自ら解決できるよう伴走型支援を実施する。	85	0	85
(10) デジタル技術を活用した重度障害者に対する就労支援事業  遠隔操作が可能な分身ロボットや意思伝達システム等を活用し、重度肢体不自由等の重度障害者の就労を支援する事業スキームを構築する。	30	30	0
(11) 盲ろう者支援センター事業  盲ろう者の特性に合った地域生活支援を充実するため、相談、コミュニケーション訓練等を行う盲ろう者支援センターを移転拡張し、盲ろう児への支援を拡充することにより盲ろう者(児)に対する総合的な支援拠点として運営する。	71	27	44

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(12) 心身障害者(児)手当の支給	百万円 13,711	百万円 13,842	百万円 △ 131
ア 重度心身障害者手当	6,854	6,931	△ 77
実施主体 都	規模 ( 9,437人)	( 9,543人)	( △ 106人)
手 当 額 1人1月 60,000円			
対 象 者 重度知的障害と重度身体障害との重複者等 (65歳以上の新規対象者、3か月以上の入院者及び施設入所者を除く。)			
所得制限 扶養親族なしの場合 本人年収 概ね518万円以下 (国の特別障害者手当の所得制限額に準じる。)			
イ 心身障害者福祉手当	6,857	6,911	△ 54
実施主体 都、区市町村(区部財調算入)	規模 ( 36,846人)	( 37,210人)	( △ 364人)
手 当 額 1人1月 15,500円			
対 象 者 次のいずれかの20歳以上の障害者 ①身体障害1・2級程度 ②知的障害1～3度程度 ③脳性麻痺、進行性筋萎縮症 (65歳以上の新規対象者及び施設入所者を除く。)			
所得制限 扶養親族なしの場合 本人年収 概ね518万円以下 (国の特別障害者手当の所得制限額に準じる。)			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(13) 居宅介護等事業	百万円 15,632	百万円 14,750	百万円 882
ア 居宅介護等事業	15,419	14,542	877
<p>障害者(児)の家庭等に対し、ホームヘルパーを派遣して日常生活を営む上で必要なサービスを提供することにより、障害者(児)の自立と社会参加を促進する。</p> <p>実施主体 区市町村 負 担 率 1/4 対 象 者 障害のため独立して日常生活を営むことに支障がある者 事業内容 身体介護、家事援助、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、乗降介助、行動援護、同行援護 利用者負担 所得階層別に上限額を設定</p>			
イ 重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業	213	208	5
<p>重度障害者の割合が著しく高い等の理由で訪問系サービスの給付費が国庫負担基準を超えている市町村に対し財政支援を行うことで、障害者の地域生活を支援する。</p>			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(新) (14) 特定相談連携機能強化支援事業  障害者の地域移行を促進するため、地域の受け皿の情報集約拠点である特定相談支援事業者が関係機関等と連携して活動するための経費を補助する区市町村の取組を支援する。	百万円 49	百万円 0	百万円 49
(新) (15) 一般相談連携機能強化支援事業  精神障害者の精神科病院からの地域移行等障害者の地域移行・定着を促進するため、一般相談支援事業者が保健所等と連携するための経費を補助する区市町村の取組を支援する。	72	0	72
(16) 障害者グループホーム体制強化支援事業  身体上、行動特性上、特別な支援を必要とする重度の利用者を受け入れるために、手厚い職員配置を行っているグループホームに対し、体制確保のための基盤づくりを推進する。	431	414	17
(新) (17) 訪問系障害福祉サービス事業所人材確保対策支援事業  居宅介護・重度訪問介護事業所が行う、ヘルパーをサポートする人材の採用や本採用に向けた資格取得の支援などの人材確保の取組に対し、補助などを行う区市町村を支援する。	136	0	136

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(新) (18) 障害福祉人材の確保・定着に向けた事業所等 支援事業  業務効率化やD X化推進による事業所職員 の負担軽減や採用活動・育成について、専 門家を派遣し、助言等を行うことで、事業 所の人材確保・定着を支援する。	百万円 110	百万円 0	百万円 110
(19) 障害福祉サービス等職員宿舍借り上げ支援事 業  職員住宅の借り上げを支援することで、福 祉・介護人材の確保定着を図るとともに、 施設による防災の取組を計画的に進め、地 域の災害福祉拠点として、災害時の迅速な 対応を推進する。なお、令和6年度から1 戸あたりの助成年数制限を撤廃する(職員 一人当たりの助成期間は10年まで)。	284 規模 ( 813人)	284 ( 813人)	0 ( 0人)
(新) (20) 障害福祉サービス等D X推進人材育成支援事 業  D Xをはじめとする生産性向上の取組を推 進するリーダー職員を配置・育成して手当 の支給を行う事業者を支援することで、障 害福祉サービス事業所等が生産性向上に継 続的に取り組む体制を確保する。	65	0	65
(新) (21) 障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事 業  国が必要な見直しを講じるまでの間、居住 支援特別手当を福祉・介護職員に支給する 障害福祉サービス事業所を支援する。 手当額 月額1万円 (勤続5年目までの福祉・介護職 員には1万円を加算)	12,867	0	12,867

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(22) 障害者支援施設等におけるデジタル技術等活用支援事業	百万円 290	百万円 290	百万円 0
障害福祉分野における業務の生産性及び支援の質の向上に向けた取組を促進するため障害者支援施設等におけるデジタル技術等の導入を支援する。	規模 ( 142か所)	( 142か所)	( 0か所)
(新) (23) 発達障害児の検査に関する実態調査	30	0	30
自治体、医療機関、検査機関、保護者等に対して、発達検査の現状及び課題を分析するための調査を実施する。			
(新) (24) 区市町村発達検査体制充実緊急支援事業	210	0	210
地域における検査体制の充実を図るため、区市町村が実施する発達検査の人件費等に対して緊急支援を実施する。			
(25) 重症心身障害児等在宅療育支援事業	201	201	0
専門医や看護師による訪問看護・訪問健康診査や、NICU等からの在宅移行支援等により、在宅の重症心身障害児等の支援充実を図る。			
重症心身障害児等在宅療育支援センター 訪問看護及び訪問健康診査 訪問看護師等育成研修 等			
(26) 医療的ケア児コーディネーター支援体制整備促進事業	27	23	4
民間の事業所に配置されている医療的ケア児等コーディネーターの活動に要する経費の一部を補助することで、医療的ケア児の支援体制の整備を促進する。			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(27) 医療的ケア児支援センター事業  医療的ケア児が心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにするため、医療的ケア児支援センターを設置し、相談支援や情報提供を行うとともに、支援に関わる人材を養成する。	百万円 31  規模 ( 2か所)	百万円 31  ( 2か所)	百万円 0  ( 0か所)
(28) 医療的ケア児ペアレントメンター事業  医療的ケア児の保護者に対し、ペアレントメンターが就労等について自身の経験を基にノウハウの提供や相談に応じることで、医療的ケア児の保護者の就労に向けた取組を支援する。	5	9	△ 4
(29) 医療的ケア児日中預かり支援事業  医療的ケア児の日中預かりを行う事業所に対し支援を行うことで、日中の預かり先を確保し、医療的ケア児の保護者が安心して就労できる環境を整備する。	83	83	0
(30) 在宅レスパイト・就労等支援事業  重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の家族の休養(レスパイト)や就労等を支援するため、家族に代わって一定時間医療的ケア等を行う訪問看護師の派遣に取り組む区市町村を支援する。	115	113	2
(31) 障害者(児)ショートステイ事業(短期入所開設支援)  新規に医療型短期入所事業所を開設しようとする事業者に対して、講習会を開催するなどの開設支援を行う。	24  規模 ( 50か所)	13  ( 50か所)	11  ( 0か所)

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(32) 障害者(児)ショートステイ事業(医療機器等整備費補助)	百万円 126	百万円 106	百万円 20
新たに医療型短期入所事業に参画するなどより多くの医療的ケア児等を受け入れるための環境を整備した場合に、必要となる医療機器等の整備費用を補助することにより医療型短期入所における医療的ケア児等の受入れを促進する。	規模 ( 36か所)	( 32か所)	( 4か所)
(33) 障害児の放課後等支援事業	76	113	△ 37
重症心身障害児や医療的ケア児に対する放課後等支援の充実を図るため、放課後等デイサービス事業者等で、専門職の配置や送迎負担の軽減等に取り組む区市町村を支援する。			
(34) 都型放課後等デイサービス事業	350	330	20
都で定める基準を満たす事業者へ運営等に要する経費の一部を補助し、放課後等デイサービス事業所の支援の質向上を図る。	規模 ( 70か所)	( 75か所)	( △ 5か所)
(35) 児童発達支援事業所等利用支援事業	339	382	△ 43
生計を同一にする子が2人以上いる世帯等に対し、児童発達支援事業所等に通う第2子以降の自己負担分について、負担軽減を実施する。			
(新) (36) 身体合併症(慢性維持透析)に係る医療提供体制の確保事業	42	0	42
入院患者に対して他の医療機関を受診して維持透析を実施する精神科病床を有する医療機関に対して、外来通院に係る費用を補助し、身体合併症(慢性維持透析)に係る医療提供体制の確保を図る。			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(新) (37) 精神科病院における虐待防止の推進	百万円 43	百万円 0	百万円 43
改正精神保健福祉法に対応するため、精神科病院における虐待通報窓口を設置するとともに、精神科病院が、勤務スタッフによる入院患者への虐待を防止、または早期発見できる体制を構築できるよう病院側の体制整備を支援するための研修を実施する。			
(38) 精神障害者地域移行体制整備支援事業	104	66	38
社会的入院の状態にある精神障害者が、円滑な地域移行や安定した地域生活を送るための体制整備を行うとともに、精神科医療機関と地域との相互理解及び連携強化の推進により、地域生活の実現を図る。			
(新) (39) 入院者訪問支援事業	26	0	26
区市町村長同意による医療保護入院者等を対象に、精神科病院を訪問し、生活に関する一般的な相談に応じ、本人の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、必要な情報提供を行う支援体制を構築するため、訪問支援員を養成し、本人の求めに応じ派遣する。			
(40) 依存症対策の推進	25	17	8
依存症対策の一層の推進に向け、依存症対策に係る計画の策定・管理や都民に対する情報の発信、関係機関の連携強化の取組等を実施する。			
(41) 摂食障害治療支援体制整備事業	12	5	7
摂食障害について、適切な治療と支援により患者が地域で支障なく安心して暮らすことができる体制を整備するため、医療機関の連携促進等、必要な検討を行う。			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
5 地域福祉の推進等			
(1) 民生・児童委員活動の推進	1,246	1,232	14
活動費	規模 (10,361人)	(10,361人)	(0人)
区市町村会長	1人1月 14,300円		
会 長	1人1月 9,200円		
一 般	1人1月 8,800円		
協議会活動支援費	1人1月 1,200円		
協議会特別強化費	1人1年 700円		
会長協議会費	1人1月 600円		
(2) 情報バリアフリーの普及推進	33	26	7
誰もが必要な情報をスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の実現に向け、あらゆる人がアクセスしやすい広報物の検討を行うとともに、利用者の視点に立った分かりやすい情報提供を行う。			
(3) 心のバリアフリーの理解促進	46	43	3
共生社会の実現に向け、多くの人に心のバリアフリーの理解が広がり、その実践に繋がるよう、効果的な普及啓発を行う。			
(新) (4) ユニバーサルコミュニケーション技術導入に係る推進事業	82	0	82
ユニバーサルコミュニケーションに係る最新のデジタル技術を活用し、区市町村における情報バリアフリーの取組を促進する。			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
<p>(5) 住居喪失不安定就労者・離職者等サポート事業</p> <p>住居喪失不安定就労者や離職者等に対し、生活相談、居住相談、就労支援及び介護資格取得支援等を実施し、安定した居住、生活の確保を図る。</p>	百万円 1,886	百万円 2,381	百万円 △ 495
<p>(6) 受験生チャレンジ支援貸付事業</p> <p>学習塾費用、大学・高校受験料等を捻出できない低所得者に対して貸付を行い、低所得者世帯の子供を支援する。</p> <p>対 象 者 中学3年生、高校3年生等 所得制限 3人世帯（一般）の場合 世帯年収概ね441万円以下 等</p>	5,303 規模 ( 35,386人)	5,412 ( 35,386人)	△ 109 ( 0人)
<p>(7) ひきこもりに係る支援事業</p> <p>ひきこもりの状態にある者やその家族に対する相談窓口の設置や早期のニーズ把握・早期支援に繋げるための普及啓発を行うとともに、身近な地域において切れ目のない支援体制が整備されるよう区市町村を支援する。</p>	409	465	△ 56
<p>(8) フードパントリー緊急支援事業</p> <p>地域で食の支援と合わせて相談支援を行うフードパントリーを運営する区市町村社会福祉協議会等の食料調達費や輸送費などの運営経費を補助する。</p> <p>補助率 10/10</p>	203	226	△ 23

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
6 路上生活者の自立支援			
(1) 自立支援センター事業	1,602	1,458	144
規模	( 5か所)	( 5か所)	( 0か所)
路上生活者に対し就労と生活の自立に向けた指導等を行い、地域で安定した生活を営めるよう支援する。			
実施主体 都及び区 負担割合 国庫補助を除き都1/2区1/2			
(2) 巡回相談事業	103	101	2
規模	( 5か所)	( 5か所)	( 0か所)
路上生活者に対し、その起居する場所で面接相談を行い、各種施策の活用を助言するとともに、自立支援センター退所者等に対して再び路上生活に戻らないよう相談助言を行う。			
実施主体 都及び区 負担割合 国庫補助を除き都1/2区1/2			
(3) 支援付地域生活移行事業	123	121	2
規模	( 5か所)	( 5か所)	( 0か所)
路上生活が長期化、高齢化した者に対し、本人の状況に応じた適切な福祉施策につなぐ支援を行う。			
実施主体 都及び区 負担割合 国庫補助を除き都1/2区1/2			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
7 福祉人材の確保			
(1) 介護職員就業促進事業	1,703	2,186	△ 483
介護現場への就労を希望する者に対して、資格取得に必要な期間も含めて雇用が確保されるよう支援することにより、介護人材の安定的な確保を図る。			
(2) かいごチャレンジ職場体験事業	372	494	△ 122
職場体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、求職者と求人事業所双方のニーズに応え、未経験者の介護分野への入職・定着を促進する。	規模 ( 1,000人)	( 1,000人)	( 0人)
(新) (3) 地域を支える「訪問介護」応援事業	668	0	668
人材不足が深刻化している訪問介護事業者に対し、未経験者の雇用経費を支援することに加え、訪問介護業務のイメージを伝える普及啓発資材を作成・配布し人材の確保定着を図る。			
(新) (4) 介護現場のイメージアップ戦略事業～介護W I T Hプロジェクト～	67	0	67
夢や趣味と介護の仕事を両立している職員を応援し、多様な働き方ができることをP Rすることで、介護業界全体のイメージアップを図る。			
奨励金 100万円 (10法人を選定)			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(新) (5) 介護の魅力PR事業	百万円 57	百万円 0	百万円 57
介護職の魅力を伝える動画を作成し、介護について身近に感じてもらえる普及啓発を行い、介護人材不足解消を図る。			
(6) 介護職員宿舍借り上げ支援事業	3,072	2,799	273
介護従事職員の宿舍借り上げ支援を行う介護事業者に対し経費の一部を補助する。なお、令和6年度から1戸あたりの助成年数制限は撤廃(一人当たりの助成期間は10年まで)、外国人材は戸数上限枠外とする。	規模 ( 7,919戸)	( 6,903戸)	( 1,016戸)
実施主体	①福祉避難所の指定を受けけるなど、災害住宅を確保する介護事業所		
	②①以外の介護事業所		
補助基準額	1戸あたり月82,000円		
負担割合	①都7/8、事業者1/8 ②都1/2、事業者1/2		
(新) (7) 介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業	28,488	0	28,488
国が必要な見直しを講じるまでの間、居住支援特別手当を介護職員等に支給する介護保険サービス事業所を支援する。			
手当額	月額1万円 (勤続5年目までの介護職員には1万円を加算)		
(8) 介護職員の宿舍施設整備支援事業	83	57	26
介護職員等の宿舍整備を行う介護事業者に対して、その経費の一部を補助する。	規模 ( 4件)	( 4件)	( 0件)
補助基準額	1㎡あたり163,800円等		
負担割合	都1/3、事業者2/3		

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
<p>(9) 介護現場改革促進事業</p> <p>介護サービスを効率的かつ継続的に提供するため、設備整備や人材育成等、生産性向上に向けて取り組む介護事業者への支援を行う。</p> <p>デジタル機器導入促進支援 補助率 3/4 基準額 347万円等</p> <p>次世代介護機器導入促進支援 補助率 3/4等 基準額 134万円等</p> <p>人材育成促進支援 組織・人材マネジメント 生産性向上の意識啓発、個別相談、人材育成に向けた支援、機器の活用・定着に向けた支援、試用機器の貸し出し 伴走型個別支援 等</p>	<p>百万円 2,458</p> <p>規模 ( 560か所)</p> <p>( 249か所)</p> <p>( 400か所)</p>	<p>百万円 2,397</p> <p>( 560か所)</p> <p>( 245か所)</p> <p>( 1,000か所)</p>	<p>百万円 61</p> <p>( 0か所)</p> <p>( 4か所)</p> <p>(△ 600か所)</p>
<p>(新) (10) 介護DX推進人材育成支援事業</p> <p>DXをはじめとする生産性向上の取組を推進するリーダー職員を配置・育成して手当の支給を行う事業者を支援することで、介護事業者が生産性向上に継続的に取り組む体制を確保する。</p>	119	0	119
<p>(11) 東京都区市町村介護人材確保対策事業費補助金</p> <p>区市町村が取り組む介護人材確保対策への支援を行うことにより、地域社会を支える介護人材の確保・定着・育成を図る。</p> <p>補 助 率 3/4 補助単価 20,000千円/区市町村</p>	310	310	0

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(新) (12) 人材活用に向けた介護事業所の協働促進事業  複数の小規模介護事業者が連携して実施する人材交流・合同採用・共同活用等の協働化に関する先進的な取組を支援する。	百万円 45	百万円 0	百万円 45
(13) 介護職員奨学金返済・育成支援事業  事業者が介護業務未経験の常勤介護職員の奨学金返済相当額を手当として支給する場合に要する経費の一部を支援することで、介護人材の確保・定着を図る。	132 規模 ( 605人)	135 ( 720人)	△ 3 ( △ 115人)
(14) 介護支援専門員研修事業  介護支援専門員を養成するほか、介護支援専門員の資格更新時等の負担を軽減するため、研修受講料の本人負担軽減に取り組む事業者を支援する。	327	185	142
(新) (15) 居宅介護支援事業所事務職員雇用支援事業  事務職員を雇用し、介護支援専門員の業務効率化に取り組む居宅介護支援事業所を支援することで、介護支援専門員の専門性を十分発揮できる環境を整備し、介護支援専門員の処遇改善を推進する。	565	0	565

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(16) 介護現場におけるハラスメント対策事業  介護事業者に対するハラスメント対策説明会の実施や介護職員向けのハラスメント相談窓口の設置等を行い、介護現場におけるハラスメント対策を推進する。	百万円 15	百万円 15	百万円 0
(17) 東京都福祉人材センターの運営  福祉への理解と関心を高め、東京労働局との連携等により、福祉人材の確保や育成を行うとともに、福祉職員の相談に応じ、必要な援助を行う。	327	369	△ 42
(18) 東京都福祉人材情報バンクシステムによる情報発信  福祉職場に関心のある方に、東京都福祉人材情報バンクシステム「ふくむすび」への登録を促し、福祉事業者の職員募集や職場環境等の情報、都・区市町村の資格取得等の支援策、研修・イベント等の情報を提供する。	50	145	△ 95
(19) 働きやすい福祉・介護の職場宣言情報公表事業  都が作成した、働きやすい職場づくりのガイドラインに準拠した職場づくりを行い「働きやすい福祉・介護の職場宣言」を行う事業所の情報を公表する。	92	54	38
(新) (20) 福祉の仕事就業促進事業  職場体験からマッチング、就業、定着までを一貫して支援することにより、求職者と求人事業所双方のニーズに応え、未経験者等の福祉分野への入職・定着を促進する。	規模 149 ( 400人)	0 ( 0人)	149 ( 400人)

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(21) 訪問看護ステーション事務職員雇用支援事業 福祉現場の勤務環境の改善と高齢者の雇用促進を図るため、実務経験を有する高齢者等をクラーク人材として雇用する訪問看護ステーションを支援する。	百万円 31 規模 ( 35か所)	百万円 22 ( 26か所)	百万円 9 ( 9か所)
(22) 訪問看護人材確保育成事業 高齢者の在宅療養を支える訪問看護サービスの安定的な供給を実現するため、訪問看護師の確保・育成・定着を図る。	75	70	5
(23) 訪問看護ステーション代替職員確保支援事業 訪問看護師の勤務環境の向上のための支援策を行うことにより、訪問看護サービス量の確保と質の向上を図る。  産休・育休・介休による代替職員確保	14	19	△ 5
(24) 新任訪問看護師育成支援事業 訪問看護未経験の看護師を雇用し育成を行う訪問看護ステーションに対し、教育体制の強化を図るための支援を実施し、看護職員の勤務環境の向上及び定着を図る。	10 規模 ( 13人)	13 ( 21人)	△ 3 ( △ 8人)
(25) いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 訪問看護師の育成のための教育プログラムを作成するとともに、eラーニングと人体型シミュレータを活用し、移動・巡回型体験研修を実施する。	78	26	52

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
	百万円	百万円	百万円
8 医療費助成事業			
(1) 心身障害者(児)医療費の助成	15,987	16,417	△ 430
実施主体 都	規模		
対 象 者 身体障害1・2級(内部障害3級含む)、知的障害1・2度及び精神障害1級 (65歳以上の新規対象者を除く。)	(102,898人)	(104,786人)	(△ 1,888人)
所得制限 扶養親族なしの場合 本人年収概ね518万円以下 (国の特別障害者手当の所得制限額に準じる。)			
一部負担 高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担 (住民税非課税者は食事療養標準負担額等以外を助成)			
(2) ひとり親家庭等医療費の助成	913	931	△ 18
実施主体 区市町村(区部財調算入)	規模		
対 象 者 ①ひとり親家庭の母又は父及び児童 ②父母のいない児童及びその児童の養育者	(38,484人)	(39,599人)	(△ 1,115人)
所得制限 扶養親族2人の場合 年収概ね412万円未満 (国の児童扶養手当の所得制限額に準じる。)			
補 助 率 2/3			
一部負担 高齢者の医療の確保に関する法律に準じた一部負担 (住民税非課税世帯は食事療養標準負担額等以外を助成)			

事 項	6 年 度	5 年 度	増(△)減
(3) 乳幼児医療費の助成	百万円 3,345	百万円 3,442	百万円 △ 97
実施主体	区市町村 (区部財調算入)		
対 象 者	義務教育就学前の乳幼児を養育している者	規模 ( 171,188人)	( 177,675人) ( △ 6,487人)
所得制限	扶養親族3人の場合 年収概ね960万円未満		
補 助 率	1/2		
一部負担	食事療養標準負担額 (国民健康保険法等に準拠)		
(4) 義務教育就学児医療費の助成	3,649	3,621	28
実施主体	区市町村 (区部財調算入)	規模 ( 240,321人)	( 240,494人) ( △ 173人)
対 象 者	義務教育就学期にある児童を養育している者		
所得制限	扶養親族3人の場合 年収概ね960万円未満		
補 助 率	1/2		
一部負担	通院1回当たり200円 食事療養標準負担額 (国民健康保険法等に準拠)		
(5) 高校生等医療費の助成	5,560	5,543	17
実施主体	区市町村	規模 ( 228,560人)	( 227,511人) ( 1,049人)
対 象 者	高校生等を養育している者		
所得制限	扶養親族3人の場合 年収概ね960万円未満		
補 助 率	1/2 (ただし、令和5年度から令和7年度までは10/10)		
一部負担	通院1回当たり200円 食事療養標準負担額 (国民健康保険法等に準拠)		